

自由なビジネスの条件

—— リバタリアニズムの責任論 ——

佐 東 大 作

グローバル化するビジネスの中で、企業はさまざまな問題に直面する。生活習慣や宗教などの文化に関わる違いが、多国籍企業の経営にある種の困難さをもたらすこともありうるし、また政治システムの違いが深刻な問題を生じさせることもあると思われる。そのような問題は企業内外で人々の対立を生み、倫理問題へと発展することになる。どうすればこの種の対立を防ぐことができるのか。

最近では、企業の利害関係者（ステイクホルダー）の利害を調整し、広い意味で経営に関わるリ、スク、マネジメントを行なおうという考え方（ステイクホルダー・マネジメント）が、企業の間浸透しつつある。そのような経営を行なうことが「企業の社会的責任」だとも言われる。ステイクホルダー・マネジメントが最終的に目指すのは企業の収益向上だから、ステイクホルダー間の利害調整の基準は企業自身の収益が増すかどうかであり、この意味ではたしかに、ステイクホルダー・マネジメントは企業に対して明確な経営規範を示していると言えるだろう。

しかし利害はいつも適切に調整されるとは限らない。そこにはステイクホルダーのさまざまな思惑が働いている。影響力や発言力の強いステイクホルダーは、その力の大きさゆえに優先的な配慮を受けるかもしれない。だとすれば、ステイクホルダー・マネジメントは経営規範になりえても、倫理規範にはなれない。だが、グローバル化するビジネスで要求される規範とは、人々の対立を防ぎ倫理問題を解決するような規範、すなわち倫理規範である。そしてその確立は企業の経営努力だけに求められるのではない。ビジネスが、企業とステイクホルダーの双方が存在して初めて成り立つものである以上、その両者に求められるはずである。このことを企業に対してだけでなくステイクホルダーに対しても説得的に示すことができれば、グローバル化するビジネスに倫理的な規範がもたらされるかもしれない。ではどのような視点から、その説得的な説明を与えることができるのか。

一 リバタリアニズム企業規範論への批判

自国の国境を越えて諸外国に進出すれば、企業は進出先のルールに従わなければならない反面、自国のルールから遠ざかるためにその制限を受けにくくなるとも考えられる。特に、さまざまな優遇措置を示して先進国企業を誘致しようとする途上国の場合、進出した企業から見れば（税金などの）、公的な制限が弱まり相対的に国家の権限が小さくなるので、多国籍企業を取り巻く条件は大局的に見て、リバタリアニズム的、つまり国家権力を制限して個々の企業活動の自由を拡大する傾向にあるように見える。

しかしその一方で当然のことながら、そのような傾向があるとするれば、それは企業の横暴な活動を招きかねないという批判も生じる。デニス・アーノルド（テネシー大学・哲学）は「企業とグローバル資本主義のリバタリアニズム理論」⁽¹⁾という論文で、米国の石油開発会社であるテキサコのエクアドルでの操業を事例として挙げ、リバタリアニズムに基づいて多国籍企業の倫理規範を導くことには難点があると指摘している。

米国テキサコの子会社であるテキサコ石油は一九六四年から独占契約権の切れる一九九二年まで、エクアドルの国营企業であるペトロエクアドルと共同で、エクアドルの石油開発事業を行ってきた。この間、エクアドルは一九六三年から軍政下にあり、一九七九年の民政移管後も軍部の影響力は無視できないものだった。開発は「オリエンテ」と呼ばれるエクアドル東部

のアマゾン地方で行なわれたが、開発区へのアクセスは政府により制限され、軍部の保護下で石油開発が行なわれた。

開発の状況は悲惨なものだったという。まず、先住民族であるインディオの居住区は、何の補償や合意もなく開発区として取り上げられてしまった。さらに、沿岸部まで引かれたパイプラインには多数の漏出箇所があり、開発用の道路には車両が砂塵を巻き起こさないように石油が撒かれるなど、技術的にもずさんだったことが指摘されている。石油のほか、開発により生じた汚染水も未処理のまま河川や地下水に流入した。その結果、周辺の住民や家畜の間で奇形や瘤など多数の身体疾患が発生し、甚大な被害がもたらされた。早急な事態の改善を要求する国内外の調査機関等からの批判・指摘を受け、テキサコは将来的に政府が当社の操業にクレームをつけないことを条件に、クリーンアップ事業に四千万ドルを投じたが、それでも四〇〇件以上の開発・生産施設が未処理のまま残されたという。

エクアドルにとって石油は重要な輸出品目であり、この国の経済発展に欠かせない資源である。自前では十分な開発ができないので、エクアドル政府はアメリカのテキサコを誘致したのだが、一方のテキサコから見れば、上述のとおり開発条件はかなり魅力的だったはずである。自社に有利な条件を活かしてビジネスを展開するのは企業にとって当たり前のことである。とはいえ、そのビジネスからもたらされる社会的影響に対して、少なくともその影響が企業自身にも跳ね返ってくることもある以上、無関心ではいられない。

テキサコは、①石油の漏出案件にはすばやく対応した、②開発が住民に健康被害を与えたとする根拠の科学的な信頼性は疑わしい、③エクアドルの法令を遵守し、政府の保護下で操業している、などの理由で国内外の各方面からの責任追及を否定した。テキサコの反論理由のうち、ここで特に問題となるのは③である。エクアドルでの事業は合法的なものであり、しかも国営企業との共同事業でもあった。公衆衛生や自然環境などを管理するのは基本的には政府の仕事であり、それゆえエクアドル政府と共同で行った事業から生じた影響に対する責任は政府にある。③の真意はこういうことである。責任の所在を明確にするという意味では③にも一理あるように思えなくはない。しかし、住民の健康を害するような事業から収益を得ている企業に対し、それが合法事業だからという理由だけで、ただちに企業の責任が免除されると言えるのだろうか。

果たしてリバタリアニズムは、理由③のような主張を正当化するのか。テキサコの事例についてアーノルドは、経済的なりバタリアンと目されるミルトン・フリードマンの有名なCSR論 (Corporate Social Responsibility: 「企業の社会的責任」論)、すなわちCSRとは「雇用主の望みに応じて、法律と倫理的習慣に具体化されている社会の基本的なルールに従いつつ、ビジネスを遂行することである」¹²⁾を挙げ、次のように論じている。当該社会の法令や制度を守りさえすれば、企業は「利潤の最大化」を自由に行なつてよいというのだから、この文面だけから判断すればテキサコの操業は正しいということになる。しかし

このCSR論は、実はビジネスが展開される地域で民主主義が機能していることを前提にしている。だから、当時のエクアドルのように軍政が敷かれている社会にフリードマンのCSR論を適用することはできない。つまり、政治・経済制度が異なる地域で操業しなければならぬ多国籍企業にとって、フリードマンのようなリバタリアンは企業経営に関する適切な倫理規範を提供できない。これがアーノルドの主張である。最初の問いに戻れば、アーノルドの議論から、フリードマンはテキサコを支持しないと結論できる。アーノルドの論点は、フリードマンがテキサコを支持してしまうからまずいのだ、というのではなく、支持はしないがその主張に普遍性が認められないからまずいのだ、というものである。

フリードマンはアーノルドに対してどのように反論するのだろうか。アーノルドも指摘しているが、フリードマン自身が民主主義を前提条件にすると明言しているわけではない。しかし、そのCSR論を自由企業システム (free enterprise) の中で操業する企業に向けていることや、集産主義経済は個人の財産権を踏みにじるものだというような批判を行なっていることから見て、アーノルドのフリードマン理解は妥当なものだと判断できる。だとすれば容易に予想できると思われるが、フリードマンはそのような強権的な国家を是認することはできないとして、エクアドルの軍政を批判するにちがいない。政府の権限は制限されるべきだという考え方は、フリードマンに限らずリバタリアン全般に共通するものである。フリードマンは「グローバル

なビジネスの規範を提供しえない」という批判を、「グローバルなビジネスが適切に行なわれる条件が整っていないことが問題なのだ」という主張でかわすかもしれない。しかしフリードマンがそう反論したとすれば、逆に「ではいったいだれがその（民主主義という社会的な）条件を整えるのか」と問われるだろう。それはビジネスの問題ではないと答えることもできるが、そう答えれば結局は「リバタリアニズムはグローバル化する時代のビジネスに倫理的な指針を与えることはできない」というアーノルドの批判に納得したことになる。

リバタリアニズムは公的な権力を制限しようとするが、現実的に考えれば、それゆえに民主的な社会システムが安定的に運営されない危険性もあるのではないか、つまり実質的には一部の富裕層や大企業から強権的に支配されるような社会にすらしらぬのではないか。アーノルドのリバタリアニズム企業規範論への批判の主眼はこの点にある。彼は（米国内企業を対象としてだが）次のように述べている。「企業規範の中心に関するあらゆるリバタリアニズム的な議論の主要な欠陥は、企業が国内外の政府に対して行使する強制力の問題について考えていないということである」^④。リバタリアニズムの立場からこの批判に対して、どのように反論できるのか。

二 リバタリアニズムからの反論

ビジネスに成功した企業が社会への影響力を強め強制力を発

揮するようになるのではないか、という問題点の指摘は、リバタリアニズムというよりもむしろ、資本主義あるいは市場経済一般に向けられたもののように思われる。純粋な市場機構の信奉者（が）いると仮定して、その人）に「市場の倫理とは何か」と問えば、「それは市場取引のルールを守ることだ」と答えるかもしれない。だとすれば、いかなる結果であれルールが守られているのなら受け入れるべきだ、ということになる。だが、「市場の倫理」という言葉で本来問われているのは、市場機構から生じる社会的影響についての問題点のほずであり、だから「市場の倫理」とは「取引のルールが守られること」ではなく、むしろ「市場のルール自体の適切さ」を指していると思われる。では誰がその適切さを査定するのか。考え方は大きく2つに分かれるだろう。政治にその役割を求め（公共政策）とすれば、公的権力による所得再配分などの調整機構を是認するロールズ流の（福祉型）自由主義となる。一方で、やはり市場の運営に関する責任はすべて市場自身に帰されるべきだと考えるなら、ノージックなどのリバタリアニズム（自由至上主義）となる。市場に秩序を与えるのは外部からの制度的な圧力ではなく、市場内部から発生する自浄作用である。これはアダム・スミスの「見えざる手」からハイエクの「自発的秩序」に至る、いわゆるレッセ・フェール経済に共通の見解である。

リバタリアニズムの企業規範論に対するアーノルドの批判は「レッセ・フェール（自由放任）では横暴な企業を増長させるだけだ」と言い換えることもできるだろう。しかしリバタリア

ンは何の条件も設定せずむやみにレッセ・フェールを唱えているのではない。企業規範論のコンテキストで考えるなら、アーノルドのいう「企業の強制力」からもたらされる搾取や不正などを排除するための条件はリバタリアニズムからも示される。ノージックの付随制約論⁽⁴⁾に象徴されるように「他人に干渉しない、他人が自分と同等に持つ自由と権利を侵害してはならない」のだから、いかに成功した企業といえども個人の生存権や経済活動への自由な権利などを強制的に剥奪するようなことは許されない。道徳的な行為の条件をこのように設定するのは、リバタリアニズムの基本的な特徴である。

別の機会にこの論点を多国籍企業によるビジネスの事例を挙げて検討したが⁽⁵⁾、そこでの結論のみを記すと次のようになる。仮に企業の収益に直接的につながらないとしても、そして操業地域の政府がいかなる政策を打ち出しているとしても、あるいは当該地域社会で貧困さのゆえに住民が自分の命と引き換えに危険な労働に進んで従事するような社会習慣が形成されているとしても、企業は自社の生産設備に関して、従業員を含めた地域住民の生命を安易に危険にさらすような状況を放置してはならない、つまり、住民の生存権が「すべての人に対して、社会的条件の異同に問わず要求される自由の最低条件」であるトリバタリアニズムに基づき主張できる、というものである。企業はその従業員に対して、労働条件や生活の保証に関する責任を負っている。また、操業地域の住民に対しても、その生活を危険に晒さないようにする責任がある。リバタリアニズムに

基づいてそのようなCSRを主張することができる。

だが、企業の強制力の問題は、従業員や操業地域住民に被害を生じさせるような直接的な企業の影響力を排除すれば解決される、というわけではない。政府への働きかけなどにより、大企業が自らに都合のよい政策を策定させるようなことは、それが直接的には誰の生存権も経済活動への自由も侵さないのならば容認されてもよいと言えるのだろうか。エクアドルを民主化することに對して、ビジネスに直接の責任があるわけではない。エクアドルの軍政がテキサコを優遇する条件で石油開発を依頼する。テキサコは効率的に収益を上げられるという理由でその話に乗る。するとテキサコは石油開発を通じて軍政に協力していることになり、テキサコのおかげでエクアドルの民主化が遠のくということになるかもしれない。これもまた企業の強制力の問題である。もちろんテキサコのケースの場合、実際にはずさんな石油開発を通じて開発区周辺の住民に直接的な被害を生じさせているので、その時点でリバタリアニズムの観点からテキサコの経営は非倫理的だと判断される。テキサコがリバタリアニズムに従う企業だとしたら、軍政による企業誘致に応えることはあっても、住民の自由を踏みこむような条件の上にあぐらをかいてずさんな開発を続けることはなかったはずである。しかし、その結果エクアドルが民主化の機運をつかむかどうかは定かではない。

三 民主化をめぐる企業批判

多国籍企業とその進出先社会の民主化をめぐる問題をさらに検討するために、もう一つの事例を挙げてみよう。次に示すのは、軍政下にある国に進出した米国企業が、その国の民主化を願う本国社会からの批判を受けた、という事例である。

一九九一年、米国の飲料メーカーのペプシがミャンマーに進出した⁽⁶⁾。ミャンマーは現在でも軍政下にあり、反政府活動家の逮捕・拘束などが続いており、米国のようないわゆる民主主義社会でのさまざまな自由と権利が剥奪されている。だがその一方で、軍事政権であるS L O R C (国家法秩序回復評議会)は国民経済の改善のために外資の導入を積極的に進めてきた。ミャンマーには外資にとつて魅力的なさまざまな条件が存在する。国土内に石油資源が埋蔵されていることや、西はインド、東は中国に接するという地理的な好条件に加え、貧困等の問題があるとはいえテキサコの事例のように住民の生存権を著しく脅かすような暴挙がまかり通っているわけではなく、むしろ国民教育の水準が比較的高いため労働者の識字率もかなり高いという。このような社会背景の下で、ペプシはミャンマー・ゴールデン・スター(MGS)という現地の民間企業との合弁事業に着手した。実はこのMGSのオーナーであるティン・トゥン氏は政府高官の一人(將軍)と友人関係にあり、政府にコネを持っている。この点がペプシにとつて殊のほか魅力的だったことは言うまでもない。

具体的な合弁条件は、ペプシが四〇%、MGSが六〇%の比率で出資し、ペプシ商品の国内向け生産・販売に関する十年期限のライセンスをMGSに与える、というものだった。事業は順調に進み、一九九五年にはこの事業から得られた総収益は二千万ドル、そのうちの四割にあたる八百万ドルがペプシの利益となった。ペプシは一九九六年にはミャンマーの国家収入が二五パーセントアップしたと公表し、自社の事業がミャンマー経済の発展に貢献していることをアピールした。

しかしその一方で、米国その他の先進諸国は「言論の自由、連合・集会の自由に対する基本的な権利を厳しく制限している」とのかどでS L O R Cを非難してきた。ペプシのアピールもむなしく、ミャンマーでの米国企業の操業に対して、米国内の世論は厳しさを増していった。ミャンマーで操業する企業の製品を購入しないとの条例を通させた都市もあり、また大学などでもそれらの企業の株の売却を大学当局に求める運動や製品の不買運動などが起こり、ハーバード大学では学生が一切のペプシ製品をキャンパスから締め出すように大学側に圧力をかけたが、その締め出しにより見込まれた損害額は百万ドルにも登るといふ。

ペプシを含む進出企業への批判の論点は二つある。①ペプシは税金をもちたらずなどの方法でミャンマー軍政を支えている、②非民主的な政体を理由に外資が撤退し、その結果経済状況が悪化すれば、軍政は外資にとつて魅力的な民主制に移行せざるをえなくなる、というものである。①は先述の「国家収入の増

大に貢献した」というペプシのアピールと真つ向から対立する論点である。また、進出した企業は基本的に「建設的関与 (constructive engagement)」と呼ばれるスタンスを共有していた。「ミャンマーにとどまり経済発展を促し、中産富裕層を増加させることで、国の内部から民主化への機運を高めていく」というのがこの考え方だが、これは②と正反対の方向性を示すものである。

本国の世論に押されリーバイスやリーボックなどの欧米企業が次々と撤退していく中、ペプシは「自由な取引が自由な社会をもたらす」というスローガンを掲げ撤退を拒みつづけたが、批判の高まりを恐れた株主からも撤退要求が出され、一九九六年、ついに撤退の意向を表明し、翌九七年には生産設備の一切をMGSに売却した。しかし当初にかわした十年の生産・販売ライセンス契約は尊重し、その契約を履行するべくMGSに対して製品原料の供給を続けた。

一般に企業の利害関係者は「ステイクホルダー (stakeholder)」と呼ばれる。ステイクホルダーとして想定されるのは、顧客や取引先企業、企業が操業する地域社会や一般消費者など多岐にわたり、ステイクホルダーとみなされる具体的な社会的主体が特に固定されているわけではない。そのときどきで利害関係にある人や集団がステイクホルダーと認定されるし、その重要度も経営のコンテクストに応じて変化する。また、ステイクホルダーが求める利益・価値はマネーだけではない。経済的な利益から、自分が信奉する主義・主張、あるいはそれぞれが望まし

いと思う社会の実現に至るまで、あらゆる利益を主張する。企業はステイクホルダーに影響を与え、また逆に影響を与えられながらビジネスを展開する。

「ミャンマーの民主化」という価値 (利益) との関係から、ペプシのステイクホルダーを整理してみると、次のようになる。この価値の実現を求めるステイクホルダーは、①ミャンマーの国民、②民主主義政体で資本主義経済を採用する米国の先進諸国、③進出した多国籍企業、である。彼らが民主主義という価値の実現を求める理由はそれぞれ、①自らの自由と権利を求めて、②民主主義で資本主義の国を増やすことで国交を深め、それにより自国の利益を獲得したいから、③民主化することでビジネスをしやすいから (②に類似)、などと考えられる。

③の理由に対して、民主化せず軍政とのつながりを強める方が、有利なビジネスが進められる可能性が高いので、企業としてはミャンマーが民主化しない方がいいのではないか、という疑問が生じる。しかしこれに対しては、非民主的な国での操業は母国社会で批判されるため、結果的に不利益となる、つまり世界中の国がすべて民主化された方がビジネスチャンスは拡大する、と答えることができる。するとここからさらに疑問が生じる。それならば、結果的には不利益が生じるおそれがあるにもかかわらず母国社会からの批判に耐えて「建設的関与」を続けたペプシは賞賛されるべきなのではないのか? さらに、一度結んだMGSとの十年契約を母国からの批判を理由に一方的

に破棄するとしたら、そのことの方が非倫理的なのではないか？

ペプシの最終的な経営判断はどう評価されるのか。ペプシは次のようなさまざまな利益を確保しようとしている。①自社の営業利益、②MGSの同様の利益、③商品供給と雇用機会の提供に伴うミャンマーの消費者・労働者への便益、④株主からの要求、⑤ミャンマー社会の民主化（建設的関与）、⑥米国他の批判者たちの要求、などである。①―④はビジネスの観点から直接的に指摘できるが、後の⑤と⑥には問題がある。まず⑤に対して、テイン・トゥンの政府へのコネを利用しているのだから、建設的関与というスローガンは方便でしかないのではないか、という批判的な疑問が生じるかもしれない。だが、コネを利用して利益を獲得したとしても、それがただちに反民主化活動になるとは言えないし、また非合法活動でもない。だからこの観点からのペプシ批判は、最終的にペプシがミャンマーの軍政にどのような働きかけをするのかを待つてからなされるべきだろう。でなければ、軍政下にある国からは、たとえ国民が飢え死にしようとも即時撤退するべきだという意見が原則化されないとも限らず、しかしそれで民主化が推進されるという保証はない。現に北朝鮮などを見る限り、民主主義諸国との民間ビジネスの交流は低調だが、だからといって民主化への内部圧力が強まっているとは思えない。もちろん、だからといって民間交流を深た方がよいということにはならないが。

ペプシの撤退が民主化をもたらすかどうかは疑わしいという

論点は⑥に関係する。ビジネスの現場から遠いところで企業を批判するのはたやすい。しかしミャンマーからペプシが完全撤退した結果、ミャンマーの経済状態が悪化し、軍政の維持に財が集中的に投下され国民が困窮するなどという事態に陥った場合はどうするのか。民主化が実現されなくても、批判の声を上げた多くの米国市民は匿名性の影に隠れることができる。「政府の支援を通じて罪のない国民の貧困を緩和すればよい、そのための費用は我々の税金で賄われるのだ」という主張はできるが、政府が公式に軍政批判の声明を出せば、それほど多額の経済支援を行なうわけでもない。結局は少ない支援額を軍事政府が恣意的に配分し、国民を困窮状態で抑圧したまま軍政を維持するというような結果になるかもしれない。

四 リバタリアニズムのステイクホルダー理論

ミャンマーの民主化を願うとすれば、果たしてペプシは撤退すべきなのか、それとも進出事業を継続すべきなのか。この問題に答えるために、リバタリアニズムに基づくある議論を取り上げてみよう。R・エドワード・フリーマン（バージニア大学・ビジネス倫理学）とロバート・フィリップス（サンディエゴ大学・同）は、その共著論文「ステイクホルダー理論―リバタリアニズムによる擁護論」¹⁷⁾で、「ステイクホルダー資本主義」というアイデアについて論じている。「株主資本主義」とか「経営者資本主義」とかいう言葉があるが、これは資本主義

の牽引者が誰なのかを示す言葉である。株主が牽引者ならば株
価重視の資本主義となるし、経営者に牽引されるなら、その資
本主義経済は大企業の経営者の意向に強く左右されるものとな
る。「ステイクホルダー資本主義」ならば、ステイクホルダー
が先導する資本主義である。フリーマン・フィリップスは、こ
のステイクホルダー資本主義はリバタリアニズムに基づくもの
だと主張している。

フリーマン・フィリップスの議論の特徴の一つは、ビジネス
に参加する人々（企業とそのステイクホルダー）の自発的な意
志による契約を重視している点にある。これは「ステイクホル
ダー間の協力に関する原則」として、次のように述べられてい
る。「ステイクホルダーは、お互いに自発的に合意を形成する
ことにより、共同して自分たちの必要性と願望を満たすことが
できる。それゆえ価値が創造される」¹⁸⁾。彼らはビジネスと国家
との関係について、ビジネス（商業）は本来、国家の主導では
なくそれを求める人々の自発的な意志に基づいて発展してきた
もので、グローバル化が進む昨今では国家がビジネスに及ぼす
影響力が減少する傾向にある、という捉え方をしている¹⁹⁾。も
ちろん、グローバル化するからこそ逆に国家は自国の利権に敏
感になり、ビジネスへの制限を強化するのではないか、とも見
られる。しかしポータレス化が進めば私企業はたしかに国家と
いう枠を飛び越えてビジネスを展開していくので、その限りで
はビジネスに対する単一国家の影響力は相対的に減少傾向にあ
ると言えるかもしれない。だとすれば、ビジネスに対する国家

の影響力も権限も結果的に弱まる可能性はある。

もう一つの特徴は、自発的な意志に基づく行為から生じる結
果に対して、まさに自発的であるがゆえに、行為者自らの責任
が強調されるということである。この特徴は特に「ステイクホ
ルダー責任の原則」として、次のように述べられている。「契
約を結ぶ人々は、自らの行動の結果に対する責任を受け入れな
ければならない。第三者に被害が及んだ場合、その被害は補償
されなければならない。あるいはその契約から影響を受けるすべ
ての人々との間で新たな契約が取り決められなければならない
い」²⁰⁾。

そのような責任を担いつつ、ステイクホルダーと企業、さら
にステイクホルダー同士が協力することにより、さまざま「価
値創造」が行なわれるという。一般に、ビジネスの世界で「
価値」という言葉が使われる場合、それは「の利益」という
意味である。「株主価値の向上」は「株主の利益を上げること」
と理解すればよい。だから「価値創造」とは「利益の創出・獲
得」である。ただ、その価値＝利益が金銭的利益でなければな
らないという理由はどこにもない。どのような価値を追求する
かは企業とステイクホルダーの自由である。フリードマンでさ
え、株主が金銭的利益以外の利益を求めるとしてもそれは自由
であり、何であれ企業は株主の求める利益を追求するべきだと
述べている²¹⁾。

フリードマンとフリーマン・フィリップスの違いはここから
先にある。フリードマンは株主が求める価値についての条件を

明確に示しているわけではない。せいぜい「自由な社会を破壊するような価値以外の価値」程度の条件を示すにすぎないだろう。では何が自由な社会を破壊するのか。フリーマン^{II}フィリップスの議論に従えば、それはステイクホルダーのネットワークの中で決定されるものであり、それゆえにステイクホルダーは、それが株主であろうと、自分の行為と追求する価値についての責任を持たなければならない、つまり出資先の企業経営に関して、そこから生じる社会的影響への責任は株主にもある、ということになる。通常CSRとは「企業がステイクホルダーに対して果たすべき責任」のことを指すが、フリーマン^{II}フィリップスが指摘するのは「ステイクホルダーに対する企業の責任」（企業→ステイクホルダー）という一方向的な責任のあり方だけではない。逆に「企業に対するステイクホルダーの責任」（企業←ステイクホルダー）という責任の方向もあり、さらに上の原則に見られるように、ステイクホルダー間の相互的な責任（ステイクホルダー↔ステイクホルダー）も想定している。ステイクホルダー理論は本来、ステイクホルダーの利害調整を行なうことで企業収益を増大させるという方向で考えられてきたと思われるが、ステイクホルダー資本主義におけるステイクホルダー理論では、企業とステイクホルダーの双方が消極的権利義務に基づく利益追求への自由な権利を同等に持つことが強調されるのと引き換えに、ステイクホルダーもまた自らの行為の結果に対して、企業と社会の双方に対して生じる影響に責任を持つことが求められる。お互いに自らの行為や願

望の結果に対して責任を持ち合うことで、互恵的な協力関係がもたらされるといふ発想である。

フリーマン^{II}フィリップスが「ステイクホルダー資本主義」はリベタリアニズム的だと主張する理由は、企業とステイクホルダーの関係に対して国家の特権的な介入が制限される、つまり国家もステイクホルダーのひとつとしてしか認識されないと、それゆえリベタリアニズムの論理に従えば、ビジネスに参加する人や組織は（国家による再配分機能を認めないという意味で）消極的権利義務のみを行為の絶対条件として尊重するようになること、などにある。一方その逆の「他人から援助を受ける・他人に援助を与える」積極的権利義務の行使・履行は、ビジネスに参加する人や組織の自発的な意志による契約に基づくならば認められる。このことは、自らの行為が及ぼす社会的影響への責任が強調されている点に示唆されている。

五 ペプシの決定は正しいのか

ペプシ問題に戻ろう。ステイクホルダー資本主義が含意しているのは、ビジネスの場面で発生する倫理問題に関して、その責任を企業に一方的に負わせようとしたり、あるいはその解決を企業に一方的に求めたりすることへの懐疑である。税収を通じて軍政を支持しているという見方は、民主化の遅れに対する責任を一方的に企業に押し付けようとしているように思われる。ビジネスを通じて民主化への方向性を探ることは、まった

く不可能なのか。そう主張するのなら、ペプシを撤退させたことから生じるミャンマー社会への影響に対する責任さは、撤退要求した批判者たちに追及されるべきである。匿名性の背後に隠れる無責任さは退けられる。

どの地域に企業が進出してビジネスを展開するかは企業の自由である。経済のグローバル化は必然的にそのような自由を増大させるだろう。ひとたび進出すれば、企業には進出先社会への責任が生じる。ペプシがミャンマー社会で果たす経済的な役割が大きければ大きいほど、ミャンマーの人々の生活に対し、雇用や商品供給を通じて果たすべき責任も大きくなる。そしてその役割が大きくなるにつれてペプシの収益も増加するだろう。富める者には富める者なりの責任が生じる。

ペプシは単に批判の声に押されて撤退したのではない。批判から予想される業績の悪化を懸念する株主への配慮があった。また、MGSが非合法の悪徳企業でもない限り、同社との契約を果たす責任もある。撤退はしたが製品原料の提供を続け販売も続行させるという決定は、契約義務を果たすという点から正しく、その結果MGSの経営を悪化させないという点でミャンマー社会への影響を考慮しており、また撤退したという意味では批判者たちへの主張にも一定の理解を示しているとみなすことができる。

民主化がグローバル化するビジネスの条件だというのなら、それを表現する責任はグローバル化するビジネスに関わるすべてのステイクホルダーに求められる。最も効率的にミャンマー

の民主化という「価値創造」を行なうには、ミャンマーのビジネスに関係する企業とステイクホルダーが持つそれぞれの利点を活かして協力する必要がある。多国籍企業を非民主地域から一方的に撤退するよう促すのは、手法として現実的でないだけではなく、非効率的でもあるだろう。

註

- (1) Denis G. Arnold, "Libertarian Theories of the Corporation and Global Capitalism" in *Journal of Business Ethics*, 48, 2003, pp.155-173.
- (2) Milton Friedman, "The Social Responsibility of Business Is to Increase Its Profit", in *New York Times Magazine*, September 13, 1970, reprinted in T. L. Beauchamp and N. E. Bowie, *Ethical Theory and Business*, 6th edition, Prentice-Hall, 2001, pp.51-55.
- (3) Arnold, p.167.
- (4) Robert Nozick, *Anarchy, State, and Utopia*, 1974, Basic Books, pp.28-35.
- (5) 拙稿「ビジネスにおける自由と権利—リバタリアニズムの観点から—」(二〇〇六年、筑波大学哲学・思想学会編『哲学・思想論叢第24号』(現在印刷中))。
- (6) Manuel G. Velasquez, "Pepsi's Burma Connection", in his *Business Ethics : concepts and cases*, 5th edition, Prentice-Hall, 2002, pp.163-167.

- (7) R. Edward Freeman, Robert A. Phillips, "Stakeholder Theory: A Libertarian Defense", in *Business Ethics Quarterly*, 12(3), 2002, pp.331-349
- (8) Freeman, Phillips, p.341.
- (9) Freeman, Phillips, p.340.
- (10) Freeman, Phillips, p.342.
- (11) Friedman, in Beauchamp, Bowie, p.51.

(おんごう・だいがく 筑波大学大学院人文社会科学部研究科)